

鳥取市とっとり共生の里保全活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市とっとり共生の里保全活動推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農地や農業用水路、ため池、農道等の農業用施設等の地域資源保全や、農産物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた農村振興について、農村等が企業・団体等と協働で行う取り組みを支援し、地域農業の継続と振興、地域の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業計画書（共生の里推進加速化事業実施要領（平成27年3月27日付け第201400191420号鳥取県農林水産部長通知）又は、むら・まち支え合い共生促進事業実施要領（平成27年3月31日付け第201400206426号鳥取県農林水産部長通知）（以下「各実施要領」という。）に基づき鳥取県の認定を受けた年度事業計画をいう。以下同じ。）に基づき行う事業であって、別表の第1欄に掲げるものとする。

2 補助対象事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると市長が認めた場合については、この限りでない。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を行う別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、各実施要領に定める事業計画を作成し、市長の承認を受けなければならない。この場合において、計画を適当と認めたときは、市長は計画承認の通知（様式第1号）を申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式

第2号によるものとする。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第4号に規定する書類は、前条第2項に基づく計画承認通知の写し及び年度活動計画書とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助金交付決定前の着手）

第8条 やむを得ない事由等により、規則第5条の規定による補助金の交付決定前に補助対象事業を施行しようとする補助事業者は、あらかじめ、その理由を明記した補助金交付決定前着手届（とっとり共生の里保全活動推進事業補助金交付要綱（平成27年3月27日付け第201400191420号鳥取県農林水産部長通知）様式第3号）を提出するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（着手届の提出）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第11条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から10日を経過する日までに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第3号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産処分の承認)

第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第13条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 交付限度額
共生の里推進加速 化事業	鳥取県共生の 里推進加速化 事業実施要領 第3条に規定 する協定を締 結した活動実 施主体又は協 力組織	<ol style="list-style-type: none"> 1.農作業用機械又は加工用機械の購 入(50万円未満)及びリースに係る 経費 2.協働作業用の物品購入に係る経費 3.原材料購入経費(セメント、コンク リートブロック等、材木等) 4.作物等の種苗、肥料等の購入経費 5.安全な協働活動を行うために必要 な、飲料水等の経費 6.交流会、ワークショップ等に係る 最低限必要な経費 7.広報活動等に係る経費 	10/10	<p>活動3年目 まで 600千円</p> <p>活動4年目 以降 300千円</p> <p>協定締結に 向けた単年 活動 210千円</p>
むら・まち支え合 い共生促進事業	鳥取県むら・ま ち支え合い共 生促進事業実 施要領第3条 に規定する協 定を締結した 活動実施主体 又は地区公民 館等	<ol style="list-style-type: none"> 1.農作業用機械又は加工用機械の購 入(50万円未満)及びリースに係る 経費 2.協働作業用の物品購入に係る経費 3.原材料購入経費(セメント、コンク リートブロック等、材木等) 4.作物等の種苗、肥料等の購入経費 5.安全な協働活動を行うために必要 な、飲料水等の経費 6.活動に要する交通費等（協力組織 が農山村集落等への移動に必要な バス・タクシーの借上げ料、レン タカー料金等） 7.交流会、ワークショップ等に係る 最低限必要な経費 8.広報活動等に係る経費 	10/10	<p>活動2年目 まで 390千円</p> <p>活動3年目 195千円</p> <p>協定締結に 向けた単年 活動 210千円</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（活動団体の名称）

代表者

様

鳥 取 市 長

（別表に定める補助対象事業）に係る事業計画書の審査結果について（通知）

このことについて、鳥取市とっとり共生の里保全活動推進事業費補助金交付要綱第5条第2項に基づき、適当と認め承認します。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

鳥 取 市 長 様

（活動団体の名称）

代 表 者 氏 名

年度 事業計画書及び収支予算書

1 計画の名称

2 計画に基づいた事業の実施方針

3 事業内容

4 経費の総括

(単位：円)

区 分	全体経費	補助対象 経費	他の補助 金	算定基準額	負 担 区 分			備 考
					県 費	市 費	その他	
計								

<補助対象経費の注意事項>

(1) 委託費に係る経費のうち、県内事業者への発注が困難な場合は、その理由を備考欄に記載すること。

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	摘 要
県 補 助 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

7 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

--

8 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※消費税の取扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

鳥 取 市 長 様

（活動団体の名称）

代 表 者 氏 名

年度 事業実績報告書及び収支決算書

1 計画の名称

2 計画に基づいた事業の実施方針

3 事業内容

4 経費の総括

(単位：円)

区分	全体経費	補助対象経費	他の補助金	算定基準額	負担区分			備考
					県費	市費	その他	
計								

<補助対象経費の注意事項>

- (1) 委託費に係る経費のうち、県内事業者への発注が困難な場合は、その理由を備考欄に記載すること。

5 事業完了年月日

年 月 日

6 収支決算

(1) 収入の部

(単位：千円)

区分	決算額	摘要
県補助金		
市補助金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

区分	決算額	摘要
合計		

7 実績報告添付書類

事業実施状況（作業状況、イベントの開催状況等）のわかる写真・活動記録等
収入、支出の分かる通帳の写し等

8 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先
（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

--

様式第4号（第11条関係）

仕入控除税額確定報告書

年 月 日

鳥 取 市 長 様

(活動団体の名称)

代 表 者 氏 名

年 月 日付け第 号により交付決定通知があった鳥取市とっとり共生の里保全活動推進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------------------------------------------------|---|---|
| 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定
交付控除税額） | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 要補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

※ 参考となる資料を添付すること。